



暮らし

市有地の譲渡あつせん希望業者は申請を

平成28年度に市有地の売却に伴う譲渡あつせん(補充登録)を希望する方は資格審査の申請をしてください

**申請資格** 市税の未納がない次のいずれかの要件に該当する業者  
 ●本市に事務所がある宅地建物取引業者  
 ●金融機関が出資する宅地建物取引業者  
 ●信託銀行

**申請書** HP からダウンロード  
**申請** 3月1日(火)～15日(火)(土・日曜日を除く) 9時～17時に直接 管財課 ㉔(32)6225

転入者向け「こみ分別相談会

**日** 3月22日(火)～4月8日(金) 8時45分～17時15分(土・日曜日を除く)

※3月28日(月)～4月1日(金)は18時30分まで

所市役所1階中央ロビー 直接会場へ

詳減量対策課 ㉔(55)4266

「ワークプラザとまこまい」移転のお知らせ

ハローワーク苫小牧の付属施設「ワークプラザとまこまい」が3月1日(火)にJR苫小牧駅南口のふれんどビル(「ココトマ」のあるビル)に移転します

**利用時間** 月～金曜日の9時～17時(祝日、年末年始除く)

**移転先** 表町5-11-5 ふれんどビル3階 ㉔(35)8689 (㉔は変更なし)

●仕事に関する相談や求人紹介、再就職に向けた各種セミナーを開催しています  
 ●マザーズコーナーでは、子育てをしながら働きたい方を対象に、保育所情報や仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供、専門支援員による個別支援を行っています  
 ●車でお越しの方は「ふれんどビル」駐車場(90分無料)を利用できます

※移転準備のため、2月29日(月)は臨時閉庁します

詳ワークプラザとまこまい ㉔(35)8689 市工業労政課 ㉔(32)6436

国民健康保険からのお知らせ

詳国保課 ㉔(32)6418

国民健康保険への届け出をお忘れなく

転入したときや職場の健康保険をやめたとき、世帯員に異動があったときなどは、14日以内に手続きをしてください

※職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く全ての市民が対象です。各手続きには個人番号と身分証明書の提示が必要です

こんなとき	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
転入したとき	印鑑、前年の収入が分かるもの
国保加入者が転出や転居したとき	印鑑、国保の保険証
国保加入者が職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(世帯全員分)
国保加入者が進学などで転出するとき	印鑑、国保の保険証、在学証明書(入学前は合格通知書または入学許可書)、在園証明書(施設入所者の場合)

国民保険の支払いが困難になったら、早めの相談を

事情によって国民保険の支払いが困難になったときでも、いろいろな対策を取ることができます。そのまま放っておいて、国民保険の未納が積み重なり、納税相談にも応じないなどの世帯には、やむを得ず、財産の差し押さえや、保険証の返還を求めることがあります。国民保険を支払えない事情ができたときは、早めに相談してください

青少年の安心安全なスマートフォンなどの利用について

卒業・進学・新入学シーズンにあたり、18歳未満の子どもにスマートフォンなどを利用させる場合は、保護者の方は次の点に注意してください

- 適切にインターネットを利用させる**  
 トラブルや事件に巻き込まれないよう、スマートフォンの使い方などインターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身に付けましょう
- 家庭のルールを作る**  
 適切な生活習慣が身に付けられるように、子どもと一緒に

広告